

(様式例第11)



発鳥市病第130号
令和7年7月4日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所 鳥取市的場一丁目1番地
申請者 氏 名 鳥取市長 深澤 義彦



鳥取市立病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和6年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒680-8571 鳥取市幸町71番地
氏名	鳥取市長 深澤 義彦

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

鳥取市立病院

3 所在の場所

〒680-8501 鳥取市的場1丁目1番地	電話 (0857) 37-1522 (代表)
-----------------------	------------------------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	床	床	床	340床	340床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 病床数 5 床 重症患者用モニター、人工呼吸器、体外式膜型人工肺装置、血液ガス分析装置、麻酔器、除細動器、人工透析装置、搬送用呼吸器、A E D、血液浄化装置
化学検査室	(主な設備) 生化学、凝固、血液ガス、甲状腺、血汎、血液、尿定性、アンモニア、感染症、顕微鏡、血糖、便潜血、分光光度計、血液型、H b A 1 c、分注機、B N P、遠心器
細菌検査室	(主な設備) 細菌同定・感受性機器、血液培養装置、顕微鏡、安全キャビネット、ふ卵器、オートクレーブ、細菌同定専用機器、遠心器、乾熱滅菌、遺伝子解析装置
病理検査室	(主な設備) 自動染色装置、自動免疫染色装置、自動封入器、クリオスタット、自動液状化検体作成装置、包埋センター、自動包埋装置、局所排気装置、顕微鏡、ディスカッション顕微鏡
生理検査室	(主な設備) 心電計、ホルター心電計、トレッドミル、超音波検査、肺機能測定、呼吸代謝測定、骨量測定、血圧脈波測定、脳波計、筋電計
病理解剖室	(主な設備) カメラ撮影装置、解剖台、吸引装置
研究室	(主な設備) パソコン、机、椅子
講義室	室数 1 室 収容定員 80 人
図書室	室数 2 室 蔵所数 22,000冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 1 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 57.6㎡

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率				
地域医療支援病院 紹介率		77.4%	算定 期間	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
地域医療支援病院 逆紹介率		117.6%		
算出 根拠	A：紹介患者の数			4,411人
	B：初診患者の数			5,702人
	C：逆紹介患者の数			6,707人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏 名	勤務の態様		勤務時間	備考
		別紙のとおり	常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	床
専用病床	8床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救急外来	170㎡	(主な設備) 除細動器、麻酔器 超音波診断装置、患者監視用モニター	可
手術室	1,247㎡	(主な設備) 除細動器、麻酔器 超音波診断装置、患者監視用モニター	可
ICU病床	240㎡	(主な設備) 重症患者用モニター、 人工呼吸器、麻酔器、除細動器 人工透析装置、搬送用呼吸器、AED	可
放射線部	1,050㎡	(主な設備) 一般レントゲン、CT、 血管撮影装置	可
	㎡	(主な設備)	

4 備考

救急病院認定（有効期限 令和8年2月19日）

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	2,772人 (1,191人)
上記以外の救急患者の数	3,307人 (426人)
合計	6,079人 (1,617人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。
括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1 台
---------------	-----

(様式例第13)別紙 1重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏 名	勤務の態様	勤務時間 (週/時間)	備考
1	医師		常勤・非専従	38.75	
2	医師		常勤・非専従	38.75	
3	医師		常勤・非専従	38.75	
4	医師		常勤・非専従	38.75	
5	医師		常勤・非専従	38.75	
6	医師		常勤・非専従	38.75	
7	医師		常勤・非専従	38.75	
8	医師		常勤・非専従	38.75	
9	医師		常勤・非専従	38.75	
10	医師		常勤・非専従	38.75	
11	医師		常勤・非専従	38.75	
12	医師		常勤・非専従	38.75	
13	医師		常勤・非専従	38.75	
14	医師		常勤・非専従	38.75	
15	医師		常勤・非専従	38.75	
16	医師		常勤・非専従	38.75	
17	医師		常勤・非専従	38.75	
18	医師		常勤・非専従	38.75	
19	医師		常勤・非専従	38.75	
20	医師		常勤・非専従	38.75	
21	医師		常勤・非専従	38.75	
22	医師		常勤・非専従	38.75	
23	医師		常勤・非専従	38.75	
24	医師		常勤・非専従	38.75	
25	医師		常勤・非専従	38.75	
26	医師		常勤・非専従	38.75	
27	医師		常勤・非専従	38.75	
28	医師		常勤・非専従	38.75	
29	医師		常勤・非専従	38.75	
30	医師		常勤・非専従	38.75	
31	医師		常勤・非専従	38.75	
32	医師		常勤・非専従	38.75	
33	医師		常勤・非専従	38.75	
34	医師		常勤・非専従	38.75	
35	医師		常勤・非専従	38.75	
36	医師		常勤・非専従	38.75	
37	医師		常勤・非専従	38.75	
38	医師		常勤・非専従	38.75	
39	医師		常勤・非専従	38.75	
40	医師		常勤・非専従	38.75	
41	医師		常勤・非専従	38.75	
42	医師		常勤・非専従	38.75	
43	医師		常勤・非専従	38.75	
44	医師		常勤・非専従	38.75	
45	医師		常勤・非専従	38.75	
46	医師		常勤・非専従	38.75	
47	医師		常勤・非専従	38.75	
48	医師		常勤・非専従	38.75	

(様式例第13)別紙 1重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏 名	勤務の態様	勤務時間 (週/時間)	備考
49	医師		常勤・非専従	38.75	
50	医師		常勤・非専従	38.75	
51	医師		常勤・非専従	38.75	
52	医師		常勤・非専従	38.75	
53	看護師		常勤・非専従	38.75	
54	看護師		常勤・非専従	38.75	
55	看護師		常勤・非専従	38.75	
56	看護師		常勤・非専従	38.75	
57	看護師		常勤・非専従	38.75	
58	看護師		常勤・非専従	38.75	
59	看護師		常勤・非専従	38.75	
60	看護師		常勤・非専従	38.75	
61	看護師		常勤・非専従	38.75	
62	看護師		常勤・非専従	38.75	
63	看護師		常勤・非専従	38.75	
64	看護師		常勤・非専従	38.75	
65	看護師		常勤・非専従	38.75	
66	看護師		常勤・非専従	38.75	
67	看護師		常勤・非専従	38.75	
68	看護師		常勤・非専従	38.75	
69	看護師		常勤・非専従	38.75	
70	看護師		常勤・非専従	38.75	
71	看護師		常勤・非専従	38.75	
72	看護師		常勤・非専従	38.75	
73	看護師		常勤・非専従	38.75	
74	看護師		常勤・非専従	38.75	
75	看護師		常勤・非専従	38.75	
76	看護師		常勤・非専従	38.75	
77	看護師		常勤・非専従	38.75	
78	看護師		常勤・非専従	38.75	
79	看護師		常勤・非専従	38.75	
80	看護師		常勤・非専従	38.75	
81	看護師		常勤・非専従	38.75	
82	看護師		常勤・非専従	38.75	
83	看護師		常勤・非専従	38.75	
84	看護師		常勤・非専従	38.75	
85	看護師		常勤・非専従	38.75	
86	看護師		常勤・非専従	38.75	
87	看護師		常勤・非専従	38.75	
88	看護師		常勤・非専従	38.75	
89	看護師		常勤・非専従	38.75	
90	看護師		常勤・非専従	38.75	
91	看護師		常勤・非専従	38.75	
92	看護師		常勤・非専従	38.75	
93	看護師		常勤・非専従	38.75	
94	看護師		常勤・非専従	38.75	
95	看護師		常勤・非専従	38.75	
96	看護師		常勤・非専従	38.75	

(様式例第13)別紙 1重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏 名	勤務の態様	勤務時間 (週/時間)	備考
97	看護師		常勤・非専従	38.75	
98	看護師		常勤・非専従	38.75	
99	看護師		常勤・非専従	38.75	
100	看護師		常勤・非専従	38.75	
101	看護師		常勤・非専従	38.75	
102	看護師		常勤・非専従	38.75	
103	看護師		常勤・非専従	38.75	
104	看護師		常勤・非専従	38.75	
105	看護師		常勤・非専従	38.75	
106	看護師		常勤・非専従	38.75	
107	看護師		常勤・非専従	38.75	
108	看護師		常勤・非専従	38.75	
109	看護師		常勤・非専従	38.75	
110	看護師		常勤・非専従	38.75	
111	看護師		常勤・非専従	38.75	
112	看護師		常勤・非専従	38.75	
113	看護師		常勤・非専従	38.75	
114	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
115	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
116	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
117	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
118	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
119	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
120	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
121	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
122	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
123	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
124	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
125	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
126	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
127	放射線技師		常勤・非専従	38.75	
128	放射線技師		常勤・非専従	38.75	
129	放射線技師		常勤・非専従	38.75	
130	放射線技師		常勤・非専従	38.75	
131	放射線技師		常勤・非専従	38.75	
132	放射線技師		常勤・非専従	38.75	
133	放射線技師		常勤・非専従	38.75	
134	放射線技師		常勤・非専従	38.75	
135	放射線技師		常勤・非専従	38.75	
136	放射線技師		常勤・非専従	38.75	
137	放射線技師		常勤・非専従	38.75	
138	放射線技師		常勤・非専従	38.75	
139	放射線技師		常勤・非専従	38.75	
140	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
141	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
142	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
143	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
144	薬剤師		常勤・非専従	38.75	

(様式例第13)別紙 1重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏 名	勤務の態様	勤務時間 (週/時間)	備考
145	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
146	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
147	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
148	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
149	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
150	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
151	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
152	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
153	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
154	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
155	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
156	臨床工学士		常勤・非専従	38.75	
157	臨床工学士		常勤・非専従	38.75	
158	臨床工学士		常勤・非専従	38.75	
159	臨床工学士		常勤・非専従	38.75	
160	臨床工学士		常勤・非専従	38.75	
161	臨床工学士		常勤・非専従	38.75	
162	臨床工学士		常勤・非専従	38.75	

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

開放病床利用状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

*患者数 0名
 *延べ患者数 0名
 *利用医療機関延数 0機関(すべて直接の関係なし)
 *開放型病床の病床利用率 0.0%

高度医療機器利用状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

*CT 135件 *MRI 144件 *PET/CT 122件

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

*開放病床に係る病室(20床)
 *高度医療機器(C.T・MRI・R.I・PET-CT)

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 (有)・無

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名
 職種

(事務)

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙のとおり				

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数

20床

鳥取市立病院オープンシステム実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、鳥取市立病院(以下「病院」という。)と鳥取県東部医師会(以下「医師会」という。)との緊密な連携のもとに医学の進歩に対応し、医療技術の向上を図り、包括的で一貫性のある医療を住民に提供するため、病院に開放型病床を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(業 務)

第2条 鳥取市立病院オープンシステム(以下「オープンシステム」という。)は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 開放型病床入院業務
- (2) 外来受託検査業務
- (3) 病院と診療所との研修会等

(地域医療情報室)

第3条 このオープンシステムの事務処理は、「患者サポートセンター」(以下「センター」という。)が行う。

(登録医師等)

第4条 登録医師とは、医師会に所属する医師で、登録医師申請書(様式1)を作成して、医師会を経由し、医師会長の推薦を受け、鳥取市病院事業管理者(以下「病院事業管理者」という。)の委嘱を受けて第2条の業務に当たる医師をいう。

(登録期間)

第5条 登録の期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

ただし、平成7年度については、オープンシステム開始の日から翌年3月31日までとする。

2 前項の登録期間は、第14条に規定する鳥取市立病院オープンシステム運営協議会(以下「運営協議会」という。)において異議のない場合、さらに1年間延長し以後同様とする。また年度中途でも登録可能とする。

(登録の取り消し)

第6条 運営協議会は、登録不適当と認められる登録医師の取り消しを病院事業管理者に具申することができる。

2 登録医師は、自己の都合で登録の取り消しを申し出る場合、その旨を運営協議会に申請しなければならない。

(登録医師の責務)

第7条 登録医師は、緊急時の連絡先を必ずセンターに明示しておかなければならない。

2 登録医師は、オープンシステムに基づく診療業務に従事するに当たっては、病院に係る条例、規則その他の規程を遵守するとともに、病院医師と共同して診療上の責務を負うものとする。

3 登録医師は、積極的に病院が実施する症例検討会等に参加するよう努めるものとする。

(開放型病床)

第8条 開放型病床は、3階東病棟(産婦人科、未熟児)、4階東病棟(整形外科、泌尿器科、皮膚科)、5階東病棟(内科、脳外科、放射線科)、6階東病棟(内科、神経内科)及び

6階西病棟（内科、循環器科）の各4床室を配置して、合計20床で運用する。

ただし、治療上の理由、診療科の相違等により、1床室または上記以外の病棟（新生児は3階東病棟へ、小児科・眼科・耳鼻咽喉科は4階東病棟へ、また外科・麻酔科は5階東病棟へ、さらにICU、2階東病棟への入院など。）にも入院できるよう弾力的に運用する。
また、緊急

入院のための予備病床の確保に努める。

2 開放型病床が空床になっている場合は、病院が使用することができる。なお、登録医師からの入院患者があれば、病院は原則として2日以内に病床を空けるものとする。

（主治医制）

第9条 オープンシステムは、登録医師と病院医師の2人主治医制（主治医と副主治医）とし、両者が共同して入院患者の診療を行う。

2 登録医師は、患者ごとに次の2つの型のいずれかを選択する。ただし、やむを得ない理由がある場合は、両者協議の上、主治医あるいは副主治医を変更することができるものとする。

（1）Ⅰ型：病院医師が主治医で、登録医師が副主治医となる。

（2）Ⅱ型：登録医師が主治医で、病院医師が副主治医となる。

3 病院医師は、登録医師の希望で指名することができるが、指名のない場合及びやむを得ない場合には病院側が指名する。

4 主治医は、1日1回以上の回診を行い、常時On-Call態勢とする。

ただし、土・日曜日、祝祭日及び年末年始の休日等については、患者の病状に応じて対処する。

また、副主治医は、1週間に1回以上の回診を行うものとする。

5 主治医は、出張等により不在となる場合、事前に副主治医の承諾を得て、副主治医または病院代診医に診療を依頼しなければならない。

（開放型病床への入院手続）

第10条 登録医師は、患者にオープンシステムに基づく入院を指示するに当たっては、当該患者に対し、オープンシステムの内容を十分に説明し、患者の同意を得なければならない。

2 登録医師は、入院依頼票（様式2）をセンターにFAX等で送付する。

3 診療情報提供書（厚生省が定める「診療情報提供料の算定に係る診療情報を示す文書」またはこれに準ずる文書）は、登録医師または患者が病院医師へ届ける。

4 病院は、入院依頼票を受け付けたときは、入院予定日を決定し、入院予約票（様式3）を登録医師へFAXで送付する。

5 入院の手続きは、病院の一般患者と同様の取り扱いとする。

6 病院は、入院患者に関する事項を受付簿（様式4）に記入する。

7 入院時間は原則として9:00～16:00とする。

なお、平日の17:00以降、土・日曜日、祝祭日及び年末年始の休日等における時間外緊急入院の場合もオープンシステムの患者として取り扱う。その事務手続は入院後に行う。

（入院期間）

第11条 入院期間は、原則として1か月以内とする。

（診療）

第12条 診療方針は、両主治医が協議し決定するが、患者へのインフォームド・コンセント等は両主治医合意のうえで主治医が行い、最終責任は主治医が持つ。また、診療方針の変更についても、両主治医が協議のうえ、これを決定する。

2 両主治医が不在で連絡が取れない場合または緊急を要する場合は、当該診療科医師または当直医師等が、これに代わって診療に当たり、診療内容は、診察医師がカルテに記載し、事後主治医に報告する。

3 登録医師は、来院の際には、センターで来院簿（様式5）に記入し、ネームプレートを付けた白衣に着替え、病棟看護師に来院を告げ診療に当たる。

4 診療時間は、原則として13:00～17:00とする。

やむを得ず17:00以降になる場合は、予め当該病棟に連絡する。

最大延長は20:00までとし、それまでに診療業務を終了する。

5 登録医師の回診時には、病院医師、看護師も可能な限り回診に協力するものとする。

ただし、前項の診療時間以外は、看護師の夜勤体制などにより、回診に協力できない場合がある。

6 患者の診療は、病室もしくは看護師詰所処置室で行う。

7 看護師への指示、投薬、処方等は、原則として主治医が行う。

8 主治医制Ⅱ型の場合は、登録医師が処方指示等をコンピュータ入力するものとする。

9 使用薬剤、診療材料等は、予め病院で用意したものの中から使用する。

10 診療録については、共同指導診療録（様式6）を加えた病院の入院カルテをそのまま使用する。

ただし、表紙の色を変える等により、一般入院患者のカルテと区別する。

11 登録医師は、入院カルテに日付を記入し、「開放型病床登録医師指導」のゴム印を押し、診療内容を記載しサインする。

この場合、診療所の同患者のカルテにも同様に指導等の内容を記載しておかなければならない。

12 カルテの記載は原則として日本語を使用する。

13 患者に緊急事態が生じた場合は、看護師は主治医または主治医代行医師に連絡し指示を受ける。

なお、副主治医への緊急事態発生の連絡は、事後、主治医の判断で必要に応じて行う。

（退院、転科及び転出）

第13条 患者の退院及び退院時の療養指導については、両主治医が協議し決定する。

2 前項の場合、登録医師の診療録には、開放型病院において当該患者の退院時指導を行った事実を記載し、病院の診療録には、「開放型病床登録医師指導」のゴム印を押して、登録医師の退院時指導が行われた旨を記載する。

3 退院要約は、病院の様式をそのまま使用し、主治医が作成の上、登録医師、病院双方が保管する。

4 両主治医は、協議の上必要に応じて、患者をICU、神経内科など他の病棟に転棟・転科、または数日間の一時的転出をさせることができる。

（受託検査及び高度医療機器の共同利用）

第 14 条 登録医師が病院に依頼する特定検査(以下「受託検査」という。)は、外来患者扱いで受け付けるものとする。

ただし、受託検査開始時期は、開放型病院の施設承認を得た後とする。

2 受託検査の種類は、内視鏡、造影検査、R I 検査、C T 検査、M R I 検査、PET-CT 検査、超音波、生理、及び病理とする。

3 登録医師は、前項の検査のうち特殊なものについては、受託の可否を予め検査担当科医師に直接電話で確認するものとする。

4 受託検査の手続については、次のとおりとする。

(1) 登録医師は、前 3 項について検査依頼票(様式 7)をセンターへ F A X 等で送付する。

(2) 病院は、検査担当科で予約日時を確認のうえ、当該登録医師へ検査予約票(様式 8)を F A X で返送する。

(3) 登録医師は、患者に検査予約票を持参させ、病院の外来を受診するよう指導し、病院は予約時間に診察ができるよう配慮する。ただし、検体検査の依頼は除く。

(4) 検査結果は、登録医師へ郵送、F A X による送付または患者に持参させるものとする。

5 検査入院を要する場合、その患者はオープンシステムの扱いとし、開放型病床に入院することになる。

(登録医師の診療報酬等)

第 15 条 登録医師は、開放型病床に患者を入院させると、共同指導診療録に基づいて、開放型病院共同指導料(Ⅰ)(以下「共同指導料」という。)を保険請求する。ただし、開放型病院の届け出が受理されるまでは、病院において共同診療に係る報酬として、入院患者 1 人につき 1 日 1,000 円を支払うものとする。

2 病院は、登録医師が手術で執刀した場合には、保険点数の 3 0 % 相当を支払うものとする。

3 登録医師は、共同指導料について、患者に対し入院前に説明しておくものとする。

4 病院は、共同指導料(Ⅰ)における患者負担分を徴収し、登録医師の指定する銀行口座へ振り込むものとする。

(病院の診療報酬等)

第 16 条 病院は、開放型病床に患者を入院させると共同指導料(Ⅱ)を請求する。

2 病院は、患者入院時に共同指導料(Ⅰ)及び(Ⅱ)の説明書を患者に配布する。

(医事紛争)

第 17 条 医事紛争が生じた場合、病院及び医師会は共同してその処理に当たるものとする。

2 損害賠償等に関連した場合、病院及び登録医師はそれぞれの責任に応じ、各々の加入している損害賠償保険により処理するものとする。

(運営協議会)

第 18 条 病院と医師会との連携を深め、オープンシステムの円滑な運営と推進を図るため、運営協議会を設置する。

2 運営協議会に関する必要な事項については、別に定める。

(守秘義務)

第 19 条 登録医師は、原則として自己の入院依頼患者に限り病院内情報を得ることが出来るものとする。

2 病院関係職員及び登録医師は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雑 則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、オープンシステムの運営に関する必要な事項については、病院事業管理者が運営協議会の意見を聞いて別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 7 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

(様式例第14)別紙

登録医療機関名簿

番号	医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科	地域医療支援病院施設等との経営上の関係
1	麻木クリニック	麻木宏栄	鳥取市松並町2丁目502-1	耳鼻咽喉科、内科、小児科、気管食道科、皮膚科、アレルギー科	なし
2	池田外科医院	池田光之	鳥取市興南町8-2	外科、肛門外科、胃腸内科、胃腸外科、小児外科	なし
3	石井内科小児科クリニック	石井泰史	鳥取市布勢332-4	内科、消化器科、小児科、アレルギー科	なし
4	いしこ内科循環器科医院	石河利一郎	鳥取市湖山町3丁目301-1	内科、循環器科、胃腸科、小児科	なし
5	石谷小児科医院	石谷暢男	鳥取市上魚町13	小児科	なし
6	乾医院	乾俊彦	鳥取市庭野町庭野1091-5	内科、小児科	なし
7	井上医院	井上雅勝	鳥取市用瀬町用瀬457-6	内科、外科、胃腸科、小児外科	なし
8	いわさわ医院	岩澤利典	鳥取市若葉台南6丁目23-26	内科、小児科、消化器科	なし
9	上田病院	上田武郎	鳥取市西町1丁目453	内科	なし
10	大谷医院	大谷純	八頭郡八頭町宮谷221-5	内科	なし
11	かけしま心臓血管・内科クリニック	影嶋 健二	鳥取市安永257-1	内科、循環器科	なし
12	岸医院	岸良光	鳥取市河原町河原48	内科、循環器科、外科、小児科	なし
13	北室内科医院	北室文昭	鳥取市西町3丁目110	内科、糖尿病内科	なし
14	こどもクリニックふかざわ	深澤哲	鳥取市南限177-1	小児科、アレルギー科	なし
15	こばやし内科	小林恭一郎	鳥取市宮長9-1	内科、消化器科、循環器科、小児科	なし
16	栄町クリニック	松浦喜房	鳥取市栄町211-2	小児科、アレルギー科	なし
17	さとに田園クリニック	太田匡彦	鳥取市里仁54番地2	内科、泌尿器科、腎臓内科	なし
18	塩田医院	塩田容通	鳥取市源太101-1	内科	なし
19	穴戸医院	穴戸英俊	鳥取市田島716	循環器科、外科、内科	なし
20	瀬川医院	瀬川謙一	八頭郡八頭町坂田350-3	内科、小児科	なし
21	大覚寺クリニック	佐々木知啓	鳥取市吉成206-1	外科、内科、リハビリテーション科、麻酔科	なし
22	たかすりウマチ・整形外科クリニック	高須宣行	鳥取市叶288-1	リウマチ科、整形外科	なし
23	タグチIVFレディースクリニック	田口俊章	鳥取市覚寺63-6	産科、婦人科	なし
24	竹内内科医院	竹内一昭	鳥取市本町5丁目202	内科、消化器科、循環器科、呼吸器科	なし
25	たなか小児科医院	田中清	鳥取市興南町76	小児科	なし
26	田村内科眼科	田村公平	鳥取市末広温泉町202	内科、循環器科、胃腸科	なし
27	だんばらクリニック	禮原尚典	鳥取市富安330-1	内科、糖尿病内科、内分泌内科	なし
28	寺岡医院	寺岡均	鳥取市吉岡温泉町135-3	内科、小児科、消化器科	なし
29	とっとり在宅ケア・漢方クリニック	藤田良介	鳥取市吉成南町1丁目27-9	一般内科・漢方内科	なし
30	内科・消化器内科片原ごとうクリニック	後藤大輔	鳥取市片原4丁目111	内視鏡内科、消化器内科、内科	なし
31	中島整形外科医院	中島公和	鳥取市新93-5	整形外科、リハビリテーション科	なし
32	中山小児科内科医院	中山裕雄	八頭郡八頭町宮谷206-9	小児科、内科	なし
33	なわだ内科クリニック	縄田隆平	鳥取市青葉町3丁目101番地2	内科、呼吸器科	なし
34	にしうら皮膚科	西浦清一	鳥取市宮長258-1	皮膚科	なし
35	葉狩皮膚科クリニック	葉狩良孝	鳥取市今町1丁目502番地	皮膚科	なし
36	浜村診療所	生駒義人	鳥取市気高町勝見660-2	外科、循環器科、内科、小児科	なし
37	はまゆう診療所	田中敬子	鳥取市野寺62番地1	内科、皮膚科、リハビリテーション科	なし
38	早瀬医院	早瀬智広	鳥取市川端5丁目106	内科、循環器科、胃腸科	なし
39	藤崎医院	藤崎重夫	鳥取市本町4丁目110	内科、小児科、消化器科、循環器科、皮膚科、リハビリテーション科	なし
40	藤田医院	藤田直樹	岩美郡岩美町浦富1030	内科、小児科、リハビリテーション科	なし
41	ふなもとクリニック	船本慎作	鳥取市古海715-2	内科、外科、リハビリテーション科	なし
42	堀内医院	堀内正人	鳥取市湖山町南1丁目623	内科、小児科、呼吸器科	なし
43	前嶋眼科医院	八田史郎	鳥取市元町226	眼科	なし
44	前田医院	前田宏治	鳥取市西品治644-1	内科、外科、小児科、消化器科、呼吸器科、循環器科、麻酔科	なし
45	松岡内科	松岡功	鳥取市賀露町1703-770	内科、糖尿病内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、小児科	なし
46	松下内科医院	松下公紀	鳥取市雲山113-1	内科、消化器科、呼吸器科、循環器科	なし
47	まつだ内科医院	松田裕之	鳥取市叶284-1	内科、消化器科	なし
48	三木眼科	三木統夫	鳥取市松並町1丁目168-14	眼科	なし
49	宮崎眼科クリニック	宮崎義則	鳥取市永楽温泉町105-3	眼科	なし
50	宮崎内科医院	宮崎博実	鳥取市吉成2丁目14-33	内科、消化器科、循環器科	なし
51	もとだクリニック	元田欽也	鳥取市国府町宮下1165番地	内科、小児科、呼吸器科、循環器科、消化器科	なし
52	よねだクリニック	米田一彦	鳥取市気高町北浜3丁目131番地	内科、呼吸器内科	なし
53	わくしま内科医院	浦島正	鳥取市松並町1丁目128	内科、小児科、消化器科、循環器科、リハビリテーション科	なし
54	わたなベクリニック	渡邊健志	鳥取市南限164	腎臓内科、泌尿器科、皮膚科、内科	なし

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

別紙のとおり

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	13 3-6回
(2) (1) の合計研修者数	252 5-2-6人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 ☒ 有 ・ 無
 イ 研修委員会設置の有無 ☒ 有 ・ 無
 ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
別紙のとおり				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施 設 名	床 面 積	設 備 概 要
講義室	1 4 4 m ²	(主な設備) プロジェクター、スクリーン、音響設備
会議室	4 0 m ²	(主な設備)
看護学生実習棟研修室	1 1 6 m ²	(主な設備) プロジェクター、スクリーン、音響設備
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)

(様式例第15) 1研修の内容

令和6年度 モーニングレクチャー

回数	日程	時間	会場	研修テーマ	担当科	院外 参加者数	全参加者数
1	4月18日	7:45~8:15	2階講義室	発達障害について	メンタル		14
2	4月25日	7:45~8:15	2階講義室	心不全	循環器内科		21
3	5月9日	7:45~8:15	2階講義室	意識障害・失神	総合診療科		14
4	5月16日	7:45~8:15	2階講義室	マムシ咬傷	外科		16
5	5月23日	7:45~8:15	2階講義室	下血、血便（大腸がん、大腸憩室など）	内科		26
6	5月30日	7:45~8:15	2階講義室	産婦人科救急	産婦人科		19
7	6月6日	7:45~8:15	2階講義室	脳血管障害（脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血）	脳神経外科	1	18
8	6月13日	7:45~8:15	2階講義室	保険診療にかかわる研修（基礎知識）	医事課	2	12
9	6月20日	7:45~8:15	2階講義室	DV・マルトリートメントの対応	小児科		14
10	6月27日	7:45~8:15	2階講義室	超音波診断と血管奇形	放射線科	2	17
11	7月4日	7:45~8:15	2階講義室	抗MRSA薬について	薬剤部		14
12	7月11日	7:45~8:15	2階講義室	四肢のしびれ	総合診療科		14
13	7月18日	7:45~8:15	2階講義室	関節炎の所見と鑑別疾患／関節痛・関節炎	整形外科		9
14	7月25日	7:45~8:15	2階講義室	血尿	泌尿器科	1	14
15	8月1日	7:45~8:15	2階講義室	熱傷、創傷、外傷における被覆剤の使い方	皮膚科		14
16	8月8日	7:45~8:15	2階講義室	食道・胃・十二指腸疾患（食道静脈瘤、胃癌、消化性潰瘍、胃・十二指腸炎）	内科	2	16
17	8月15日	7:45~8:15	2階講義室	視力障害、視野狭窄	眼科		10
18	8月22日	7:45~8:15	2階講義室	酸素運搬と全身への影響	麻酔科		13
19	8月29日	7:45~8:15	2階講義室	嘔気・嘔吐	外科		13
20	9月5日	7:45~8:15	2階講義室	小児の呼吸障害について	小児科		13
21	9月12日	7:45~8:15	2階講義室	採血管について	中央検査部	1	15
22	9月19日	7:45~8:15	2階講義室	呼吸器感染症（咳・痰・急性上気道炎）	総合診療科	1	13
23	9月26日	7:45~8:15	2階講義室	運動麻痺と筋力低下	整形外科		13
24	10月3日	7:45~8:15	2階講義室	医療被ばくの基礎知識	中央放射線部		7
25	10月10日	7:45~8:15	2階講義室	ワンランク上を目指す人の病理診断活用法	病理診断科		10
26	10月17日	7:45~8:15	2階講義室	当院の食事について	栄養管理部		6
27	10月24日	7:45~8:15	2階講義室	動悸、不整脈	循環器内科		18
28	10月31日	7:45~8:15	2階講義室	口腔感染症と全身疾患の関係	歯科		10
29	11月7日	7:45~8:15	2階講義室	腎不全（急性・慢性腎不全、透析）	内科	1	16
30	11月14日	7:45~8:15	2階講義室	ADLについて	リハビリ		12
31	11月21日	7:45~8:15	2階講義室	成長・発達の障がい	小児科	1	17
32	11月28日	7:45~8:15	2階講義室	肝臓がん	外科		21
33	12月5日	7:45~8:15	2階講義室	せん妄・認知症・もの忘れ	総合診療科		12
34	12月12日	7:45~8:15	2階講義室	排尿障害（尿失禁・排尿困難）	泌尿器科		16
35	12月19日	7:45~8:15	2階講義室	腰痛	整形外科	1	16
36	12月26日	7:45~8:15	2階講義室	敗血症の初期治療	麻酔科	1	23
						14	526

令和6年度 感染対策研修会

1	12月10日	14:30~15:00	2階講義室	STOP！！耐性菌	感染対策	8	43
2	12月12日	14:30~15:00	2階講義室	STOP！！耐性菌	感染対策	6	32
						14	75

研 修 指 導 者 名 簿

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	経験年数	特記事項
	医師	内科		38	
	医師	内科		35	
	医師	内科		31	
	医師	内科		23	
	医師	内科		30	
	医師	内科		22	プログラム責任者
	医師	内科		18	
	医師	循環器内科		37	
	医師	循環器内科		14	
	医師	循環器内科		15	
	医師	外科		38	
	医師	外科		38	
	医師	外科		26	
	医師	脳神経外科		35	
	医師	整形外科		16	
	医師	整形外科		11	
	医師	小児科		34	
	医師	産婦人科		30	
	医師	精神科		40	
	医師	泌尿器科		21	
	医師	放射線科		36	研修実施責任者
	医師	放射線科		46	
	医師	麻酔科		41	
	医師	麻酔科		28	
	医師	麻酔科		24	
	医師	病理診断科		32	

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	鳥取市病院事業管理者 平野 文弘
管理担当者氏名	鳥取市立病院 総務課 課長

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		総務課 診療科 電算システム	病院日誌は総務課にてファイル保存 診療日誌は各診療科にてファイル保存 その他診療に関する諸記録は電子カルテシステムにて管理
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	電算システム	電子カルテシステムにて管理
	救急医療の提供の実績	電算システム	電子カルテシステムにて管理
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	教育研修センター	ファイル保存
	閲覧実績	総務課	ファイル保存
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	電算システム	電子カルテシステムにて管理

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	鳥取市病院事業管理者 平野 文弘	
閲覧担当者氏名	鳥取市立病院 総務課	医事課
閲覧の求めに応じる場所	鳥取市立病院 総務課及び医事課	
閲覧の手続の概要 診療に関する閲覧については、医事課にて申請受付し、閲覧及び写し等の方法により開示する。 管理運営等に関する閲覧については、総務課にて申請受付し、閲覧及び写し等の方法により開示する。		

前年度の総閲覧件数		0件
閲覧者別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	0件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4回	
委員会における議論の概要		
令和6年度	鳥取市立病院地域医療支援病院運営委員会	令和6年 7月 4日開催
	鳥取市立病院地域医療支援病院運営委員会	令和6年 9月 5日開催
	鳥取市立病院地域医療支援病院運営委員会	令和6年12月19日開催
	鳥取市立病院地域医療支援病院運営委員会	令和7年 3月11日開催
議論の概要		
(1) 紹介患者に対する医療の提供に関すること。		
(2) 共同利用の実施に関すること。		
(3) 救急医療の提供に関すること。		
(4) 地域の医療従事者に対する研修の実施に関すること。		
(5) その他地域医療支援に関すること。		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	地域医療総合支援センター (相談窓口・相談室)
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	地域医療総合支援センター職員 (MSW・看護師・事務員)
患者相談件数	1, 3 5 2 件
患者相談の概要	
・ 医療費・生活費：経済的相談全般、制度説明（高額療養費制度、特定疾患関係等） ・ 社会保障・社会福祉：各種制度や相談窓口に関する情報提供 ・ 受診相談：外来受診に関する相談 ・ 在宅医療：かかりつけ医、訪問看護の情報提供や関係機関との連携等 ・ 療養及び入院生活の不安：在宅、入院を問わず療養生活に関する不安全感 ・ 権利擁護：虐待、マルトリートメント対応に関するもの ・ 意見苦情等：設備、職員の対応に関するもの等（苦情対応要綱に基づき対応）	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 日本医療機能評価機構 審査体制区分一般病棟2（更新）3rdG：Ver2.0 令和5年3月	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 医療講演会の開催 住民向けの医療講演会の開催（R6実績 7回） 病院だよりの発行 病院事業、診療情報、診療体制等（R6実績 12回） 業績集・病院雑誌の発刊 研究論文、症例報告、委員会報告等（R6実績 1回）	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有・無
・退院調整部門の概要 地域医療総合支援センター内に患者サポートセンターを設け入退院支援係をとして看護師、MSW、事務等により退院調整を行っている。 入院時からスクリーニングを経て、院内地域ケアチームでの検討、患者・家族との面談を行い方針決定し、地域の医療関係者、福祉施設、介護福祉関係者と綿密な連携を図りながら、転院、施設入所及び在宅医療等の退院支援を行っている。	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 大腿骨パス・脳卒中パス・がんパス（胃・大腸・肺・肝臓・乳）・緩和ケア地域連携パス・糖尿病パス・心筋梗塞パス ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み おおむね年3回開催する情報交換会（大腿骨・脳卒中）での、連携医療機関及び施設との意見交換及び情報共有。	

